



平成 27 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長 大場 典彦
 (J A S D A Q ・ コ ー ド 7 9 1 8)
 問 い 合 せ 先 役 職 ・ 氏 名 取締役 今井 将和
 電 話 番 号 0 3 - 5 1 5 5 - 6 8 0 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 5 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日に開催予定の第 79 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、新たに株主総会における定足数の緩和が認められたため、現行定款第13条に規定を新設するものであります。
- (2) 当社定款におきましては、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第29条第2項(取締役の責任免除)を規定しております。今般、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第29条第2項の規定を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、補欠役員の予選に関する規定の項数が増えられましたので、現行定款第32条第3項の規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第1条～第12条 (条文省略) (総会決議の方法)	第1条～第12条 (現行どおり) (総会決議の方法)
第13条 (条文省略) (新 設)	第13条 (現行どおり)
② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	② <u>会社法第206条の2第5項及び第244条の2第6項の定めによる決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
③ 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	③ 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第14条～第28条 (条文省略)	第14条～第28条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役 (<u>業務執行取締役等である者を除く</u>)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日及び効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) (予定)

以 上